

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

安心・安全で活力あるふくいまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福井県、福井市

3 地域再生計画の区域

福井市の全域

4 地域再生計画の目標

福井市は、日本海を望む福井県の北部に位置し、海・山・里の豊かな自然環境に恵まれ、また県都として地域発展の中心的な役割を担っている。「21世紀を拓くふくい創造プラン（第5次福井市総合計画）改訂基本計画」の中で、「人と街が共生・調和するまちづくり」を基本目標の一つに掲げており、「持続可能なまちづくり」（安全な生活道路環境づくり）や「自然を活かした産業の育成」に取り組むこととしている。

本市は、全国的にみても自動車交通への依存度が高いため、公共交通機関の衰退を招いている。また、大規模な駐車場が確保できる郊外での大型商業施設の立地等により、市民の生活圏が郊外部へと向けられ、中心市街地の賑わい低下をもたらしている。今後は、公共交通機関への転換促進を図るため、中心市街地の歩道や段差解消の整備を行い、公共交通への安全なアクセスを確保する。また、公共交通機関へのアクセス道路を整備することで、通勤や通学、買い物が安心してできる市街地づくりを行う。

本計画の対象となる市道の周辺地域は、大学や病院、流通センター等が立地しているため歩行者の往来が多く、さらに、福井市北部には工業地が立地しているため大型車の通行量も多い。これらの流入交通を適切に通過させることで、交通混雑の解消を図り、中心市街地へのアクセス向上と円滑な交通ネットワークの形成を図る。

また、本格的な高齢化社会の到来を迎えることで、高齢者の移動制限や生活利便性の低下が予測されるため、歩いて暮らせる身近な生活環境の確立が課題となっている。さらに、生活弱者の交通事故が多発していることから、通行者の安全・安心な交通環境づくりを目指す。

一方、中山間地域では、農林業が主たる産業となっているが、近年、若年層の農林業離れによる後継者不足、従事者の高齢化が進んでいる。特に、林業については、長引く木材価格の低迷などから、放置されている人工林が多くあり、水源のかん養や土砂災害の抑制、二酸化炭素の吸収などといった森林の持つ公益的機能が低下している。平成16年の福井豪雨災害の際には、山地より大量の土砂や立木が流出し、山間地のみならず下流の市街地や、それらを結ぶ交通網にまで甚大な被害をもたらした。このようなことから、優良な木材の生産による林業経営の安定化のみならず、環境対策や災害防止の観点からも、森林整備を促進する必要がある。

そのため、林道を効率的に整備するとともに、市内にある小径木加工場や木材市場、近年操業した木材の大規模加工場への搬出経路を整備し、間伐材の生産コストの低減により、間伐を主体とした森林整備を促進する。また、間伐材の有効利用を図り、林業経営の安定化、

森林の持つ公益的機能の向上による災害に強い森づくりを推進する。さらに、林道を有効に利用し、市民が森林、林業にふれあい、学ぶ場を創設し、林業の普及、自然環境の保全を促進する。

以上のことから、市街地や中山間地域それぞれの地域特性に適したネットワークの効率的な整備を行いアクセスの向上を図るとともに、地域間の交流促進や産業の振興を図ることにより、市民が「安心」「安全」を実感して生活できるまちづくりを実現し、本市の更なる活力向上を図る。

(目標1) 道路整備による交通の円滑化と交通安全の確保

- ・ 路線交差箇所の交通混雑解消 (4箇所→0箇所)
- ・ 舟橋新町から安竹町へのアクセス時間3分短縮
- ・ 歩道の段差解消による安心、安全の確保 (55箇所→0箇所)

(目標2) 林業の振興

- ・ 年間間伐面積400ha (H17～H19平均347ha)
(福井市特定間伐促進計画より)

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

市道北部1-65号線は、JR森田駅周辺へのアクセス向上および歩行者の安全・安心な交通環境を図るため、歩道未整備区間【現道道路幅員W=6.5m、整備計画は、整備延長L=1200m道路幅員W=9.75mうち歩道幅員W=2.5m】である一般県道森田停車場中角線から市道森田駅西口線までを整備し歩行者ネットワークを形成する。

市道舟橋新安竹線は、馬渡川以西に橋梁、及びW=16m道路【両側歩道】を整備することで、福井市中心部と国道416号との連続性をもたせ、福井市北部第七土地区画整理事業の活性化や、更なる利便性の向上を図る。

市道福井駅北通線は、国道416号線と県道福井停車場・米松線を結ぶ延長L=1500mであるが、このうち県道福井停車場・米松線からえちぜん鉄道三国・芦原線までの区間【この区間は主要地方道を補完して福井市の中心市街地を南北に貫く重要幹線である】であるL=500mを整備する。

福井市東部の美山地区と永平寺町を結ぶ「森林基幹道大仏線」および美山地区と一乗地区を結ぶ「森林基幹道美山線」の舗装を行うことにより、維持管理費の低減、森林施業の効率化および間伐材等の森林組合加工場への供給拡大を図るとともに、利用者への安全性を確保し、広域的な自然と触れ合う機会の提供や地域間交流の促進を図る。また、本堂町と国見町を結ぶ「森林基幹道越前西部四号線」、本堂町と末町を結ぶ「森林管理道安居1号線」、大丹生町と鮎川町を結ぶ「森林管理道鷗谷線」、小和清水町を通る「森林管理道清水線」、瀬ヶ口町を通る「森林管理道瀬ヶ口西浦線」、朝谷町を通る「森林管理道朝谷線」の開設工事を行うことにより、広域的林業生産基盤の拡充はもとより、森林資源の総合開発、健全な森林機能の保全、山村振興と地域林業の活性化を図る。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道：北部1-65号線は、道路法に規定する市道に昭和58年4月1日認定済み。
舟橋新安竹線は、道路法に規定する市道に平成19年10月12日認定済み。
福井駅北通線は、道路法に規定する市道に昭和58年4月1日認定済み。
- ・林道：森林基幹道美山線は、森林法による越前地域森林計画書（平成17年樹立）に路線を記載。
森林基幹道大仏線は、森林法による越前地域森林計画書（平成17年樹立）に路線を記載。
森林基幹道越前西部四号線は、森林法による越前地域森林計画書（平成17年樹立）に路線を記載。
森林管理道安居1号線は、森林法による越前地域森林計画書（平成17年樹立）に路線を記載。
森林管理道鷗谷線は、森林法による越前地域森林計画書（平成17年樹立）に路線を記載。
森林管理道清水線は、森林法による越前地域森林計画書（平成17年樹立）に路線を記載。
森林管理道瀬ヶ口西浦線は、森林法による越前地域森林計画書（平成17年樹立）に路線を記載。
森林管理道朝谷線は、森林法による越前地域森林計画書（平成17年樹立）に路線を記載。

[事業主体]

- ・市道 福井市
- ・林道 福井市

[施設の種類]

- ・市道、林道

[事業区域]

- ・市道 福井市
- ・林道 福井市

[事業期間]

- ・市道（平成22～26年度）
- ・林道（平成22～26年度）

[事業費]

・総事業費 2,220,620 千円（うち交付金 1,092,712 千円）

＜内訳＞ 市道 1,574,000 千円（うち交付金 787,000 千円）
林道 646,620 千円（うち交付金 305,712 千円）

[整備量]

・市道 2,259m 林道 7,004m

(5-3) その他の事業

地域再生法による特別の処置を活用するほか、「安心・安全で活力あるふくいまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

(1) 地方特定道路整備事業

[事業概要] 東部から西部への渋滞緩和および他市との地域間移動等のアクセス向上を図るため、国道8号線から国道416号線の東西を結ぶ都市計画決定道路を整備する。

[実施主体] 福井市

[事業期間] 平成16年度～

(2) 福井都市計画事業（北部第七土地区画整理事業）

[事業概要] 既存集落を中心とした既成市街地で、狭隘な細街路も多いため道路・河川・公園等の公共施設を整備改善し、宅地の利用増進を図り、健全な市街地の形成を整備する。

[実施主体] 福井市

[事業期間] 平成4年度～

(3) 地域活力基盤創造交付金事業（雪寒）

[事業概要] 積雪時における道路幅員の確保は重要な課題であるため、最重点除雪路線に位置づけられている道路の消雪設備を整備する。

[実施主体] 福井市

[事業期間] 平成21年度～

(4) 西部幹線路線活性化事業

[事業概要] 鉄軌道がない福井市西部地区において、幹線における路線バスの利便性を高め、路線バス利用者の増加を目的として、パークアンドライドのための駐車場を整備する。

[実施主体] 福井市

[事業期間] 平成20年度

(5) 福武線サイクルアンドライド駐車場整備事業

[事業概要] 福井鉄道の利便性を高め、利用者の増加を目的として、平成22年度に新設される福井鉄道福武線新駅にサイクルアンドライドのための駐車場を整備する。

[実施主体] 福井市

[事業期間] 平成22年度

(6) 間伐材利用搬出促進事業

[事業概要] 間伐材の搬出に要する経費の一部を助成し、資源の有効利用と森林の健全性の確保を図る。

[実施主体] 福井市

[事業期間] 平成15年度～

(7) 森林整備地域活動支援事業

[事業概要] 適切な森林整備の推進を通じて森林の多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業が適事適切に行われるよう、その実施に不可欠な林内歩道の整備や境界の明確化など、地域における活動を確保するための支援処置をする。

[実施主体] 福井市

[事業期間] 平成14年度～

(8) もり人づくり事業

[事業概要] 次世代を担う子供たちに森林の役割を学習し、もりづくりを体験してもらうことで、森林への理解を深め、森林に対して興味を持つ人材を育成する。

[実施主体] 福井市

[事業期間] 平成20年度～

(9) 林道活用事業

[事業概要] 林道ウォーキングの実施等、林道を多目的な用途に活用することにより、広くPRするとともに、市民に森林とのふれあいの場を提供することで、林業への関心を高め、元気な森づくりにつなげていく。

[実施主体] 福井県・福井市

[事業期間] 平成21年度～

6 計画期間

平成22年度～平成26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に福井県、福井市が、必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し